

○甲賀市社会教育委員会規則

平成 16 年 1 月 27 日

教育委員会規則第 53 号

改正 平成 21 年 2 月 19 日教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 2 条 会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、議事に関し必要と認めた場合は、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（小委員会）

第 4 条 必要に応じ、常時又は臨時に会議に小委員会を置くことができる。

（庶務）

第 5 条 会議の庶務は、甲賀市教育委員会事務局社会教育課において処理する。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 21 年教委規則第 3 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。